

ガーナ政府が進める「児童労働フリーゾーン」 ～概要とその意義(解説)～

2020年12月21日

サステイナブル・カカオ・プラットフォーム ウェビナー

認定NPO法人ACE 事務局長/共同創業者

白木朋子





私たちは、子ども、若者が自らの意志で、
人生や社会を築くことができる世界をつくるために、
子ども、若者の権利を奪う社会課題を解決します。

1997年設立当初から児童労働問題にフォーカスし、
インド、ガーナの28村で2360人の子どもを児童労働から解放し、約1万3500人の教育を支援。
(2020年5月現在)



ガーナのカカオ産業 の児童労働

- ①スマイル・ガーナプロジェクト
- ②ガーナ政府との「児童労働フリーゾーン」(Child Labour Free Zone)ガイドライン策定
- ③企業のサプライチェーン改善支援
- ④JICA調査+CLFZパイロット活動



ガーナ

CRADA



インド

SPEED



インドのコットン産業の
児童労働
ピース・インド プロジェクト



日本

啓発・市民の参加促進



日本政府の取り組み強化
に向けたアドボカシー



日本の子どもの権利



日本の児童労働予防



児童労働に加担しない
ビジネスの浸透



児童労働とは

- 15歳未満の義務教育を妨げる労働
- 18歳未満の危険有害労働



※学校に通いながら、安全な環境下での、家業の手伝い、アルバイトなど、違法でないもの、子どもの権利を妨げないものは児童労働とはみなさない。

◆子どもの権利条約（国連、1989年）

子ども＝18歳未満、義務教育は権利

◆最低年齢条約（ILO第138号、1973年）

働いてよいのは義務教育を終えてから（原則15歳）

◆最悪の形態の児童労働条約（ILO第182号、1999年）

子どもの心身の健康に著しく悪影響を及ぼすものは、18歳未満は即禁止

奴隷のような労働
(強制労働、子ども兵士、
人身売買含む)

ポルノ、買春に
子どもを使用

不正な活動に子どもを使用
(麻薬の密売や犯罪の手引きなど)

危険・
有害労働

児童労働に関するSDGターゲット8.7

TARGET 8.7



END MODERN SLAVERY,
TRAFFICKING AND
CHILD LABOUR

8.7 強制労働の廃絶、現代の奴隷制度および人身取引の廃止、子ども兵士の採用と使用を含む最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時かつ効果的な措置をとり、**2025年までにあらゆる形態の児童労働を終わらせる**

強制労働

=2500万人
(ILO, 2017)

現代の奴隷制度

=4040万人
(ILO, 2017)

人身取引

=137カ国の国民が被害者
(UNODC, 2016)

児童労働

=1億5200万人
(ILO, 2017)

カカオ産業と世界における児童労働の現状

～世界の児童労働は1億5200万人、アフリカ、農業に課題が集中

世界のカカオ生産の約7割を占める西アフリカ。
児童労働者の数は、コートジボワールで79万人、
ガーナで77万人との調査報告（2020年、シカゴ大学NORC）



日本が輸入するカカオの
77%はガーナ産！

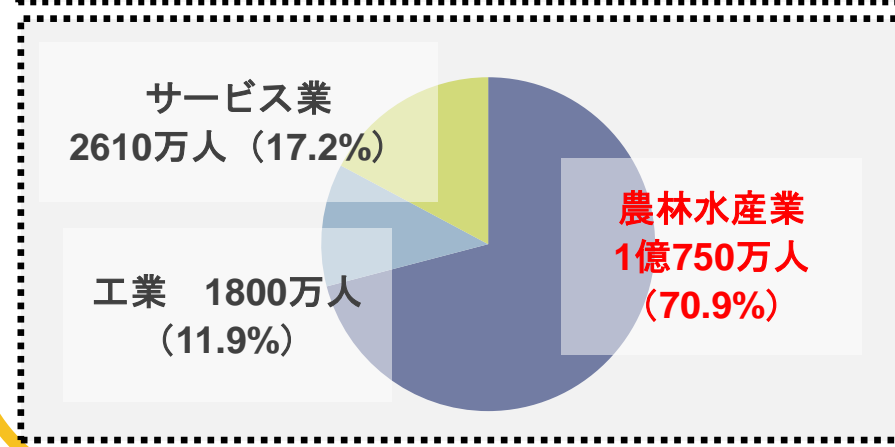
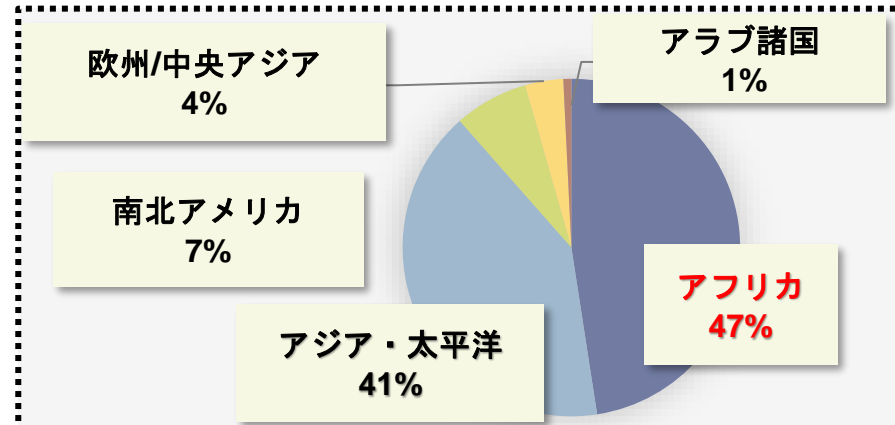
ナイジェリア

ガーナ

コートジボワール

カメルーン

児童労働の地域分布と産業分布



データ: ILO、2017年



ACE「しあわせへのチョコレート」プロジェクト(2009年～)

<http://acejapan.org/choco/>

公平でサステナブルなチョコレートビジネスと消費を築くことによる カカオ産業における児童労働問題の解決

現場での
直接的な問題解決



スマイルガーナプロジェクト

- ・子どもの保護、参加促進
- ・就学支援、教育環境の改善
- ・カカオ農家の収入向上
- ・児童労働予防システムの構築
- ・自治体との連携 など

カカオ生産者とチョコレートビジネス・消費者をつなぐ

消費者の教育と啓発



企業との連携

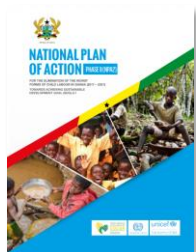
- ・「児童労働のない」原料の供給
- ・商品開発、普及
- ・サプライチェーン改善



国内外での政策提言



ガーナ政府による「児童労働フリーゾーン」制度ができるまで



児童労働撤廃に向けた国家計画フェーズ2(NPA2)

2018年7月

CLCCG会合*

(コートジボワール、アビジャン)

ガーナ雇用労働省(MELR)とACEが、CLFZ制度構築において共同することに合意。



中央が雇用労働大臣

*CLCCG: Child Labour in Cacao Coordinating Group

2019年7月

郡レベルコンサルテーション
(ニナヒニ)



2020年3月

CLFZガイドラインの施行



2018

2018年11月
国内ステークホルダー会合
(クマシ)



2019

2019年11月
専門家作業部会
会議



2020

2020年1月
全国バリデーション会議
(アクラ)



※上記プロセスをACEとデロイトーマツコンサルティング(日本)が技術的・財政的支援を提供。ガーナ雇用労働省(MELR)児童労働ユニット、国際労働機関(ILO)、労働組合、NGOなどの専門家によって構成される作業部会に参加し、ACEのガーナのカカオ生産コミュニティでのプロジェクトの経験(2009年～)をCLFZのコンセプトやガイドラインに反映させた。

「児童労働フリーゾーン(CLFZ)構築のためのガイドライン」

Protocols and Guidelines for the Establishment of Child Labour Free Zones (CLFZs) in Ghana



- 児童労働の予防と解決が進む地域を「児童労働フリー・ゾーン (CLFZ)」として定義
- 地域コミュニティや自治体レベルにおける必要条件を明記
- アセスメントチームによる評価を通じて、一定のエリア (ゾーン) をCLFZとして認定する仕組み
- 2020年3月以降、ガーナ国内における児童労働に関する活動は、このガイドラインに沿って進められることが推奨されている

<ガイドラインの構成>

- 背景
- 児童労働フリーゾーン(CLFZ)のフレームワーク(定義、条件等)
- 児童労働フリーゾーン(CLFZ)の評価・認定とその手順
- 実施体制(政府機関等、関係者の役割)
- 付録: 児童労働フリーゾーン(CLFZ)の評価のための指標など

「児童労働フリー・ゾーン(CLFZ)」とは？ (ガイドライン5ページ)

- 子どもを危険な労働から守り、子どもの権利や福祉を保障するための**総合的で一貫性のある取り組みが、継続して実行されている地域。**
- **各種システムが機能することで、児童労働がない状態を維持することができる地域。**

定義

- i. 児童労働が人権侵害であり、子どもの健康や教育、発達に影響を及ぼすものであることが、すべての住民に理解されている。
- ii. 児童労働の是正や予防に関する法律や行政システムが存在し、機能している
- iii. 法的に就労が認められている子ども(15-17歳)が、危険有害労働から守られている
- iv. 児童労働の法律違反者が既存の法律によって必要な制裁を受けている
- v. 子どもの権利が尊重され、守られている
- vi. 子どもの福祉や発達のために必要な資源が投入されている(教育、職業訓練、保健、娯楽を含む)
- vii. 上記の状態がそろうことにより、児童労働がない状態が維持されている



児童労働を予防、解決するために機能させるべきシステムとは？



コミュニティ

- 世帯登録システム
- 児童労働のモニタリングシステム
- 学校の就学・出席状況の管理システム
- 労働の現場において、子どもの危険労働を監視、予防するシステム
- 子どもの保護に関する村の条例や活動計画など

自治体・郡

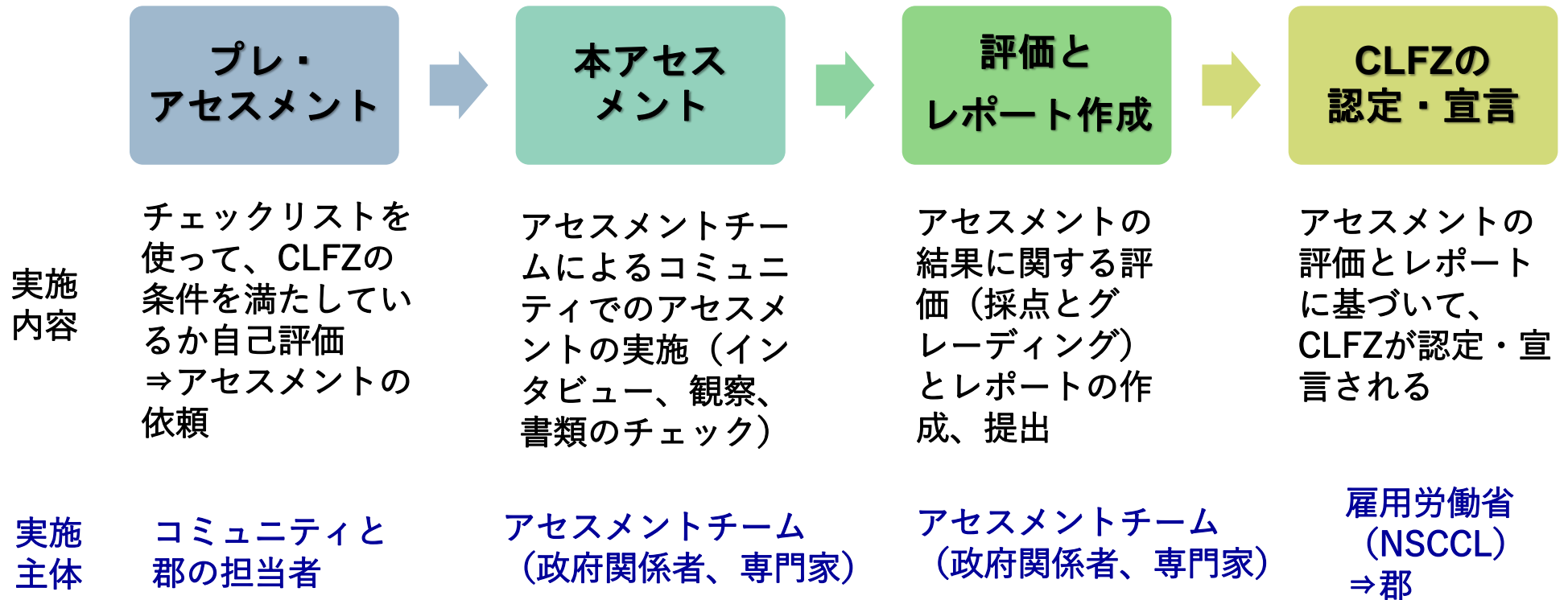
- 脆弱な家庭に対する経済支援・福祉制度
- 児童労働撤廃に向けた自治体レベルの政策、条例、年度計画や予算の執行
- 児童労働に関する基礎データ
- 郡議会および郡の関係機関の実施体制
- 法律に則って、違法事例を取り締まり、裁くシステム

児童労働フリーゾーン(CLFZ)の条件を満たすための介入や活動 (ガイドライン6-7ページ)

主な介入や活動	地域	行政
地域の現状、子どもや世帯状況の把握	○	○
児童労働に関する意識啓発（住民、行政関係者など）	○	○
児童労働モニタリングシステムの構築と強化	○	○
児童労働者の特定、保護、救済 （社会福祉サービスや経済支援を通じて）	○	○
行動計画（Action Plan）の策定と実施（教育、貧困などの対策）	○	○
子どもの福祉に関する法律・規制の実行（司法機能として）		○
行政関係機関の能力強化		○
必要な資源の動員（中央政府、ビジネスセクター、NGOなどを通じて）		○

CLFZ認定のためのアセスメント(ガイドライン8-10ページ)

※実施体制は現在、構築中

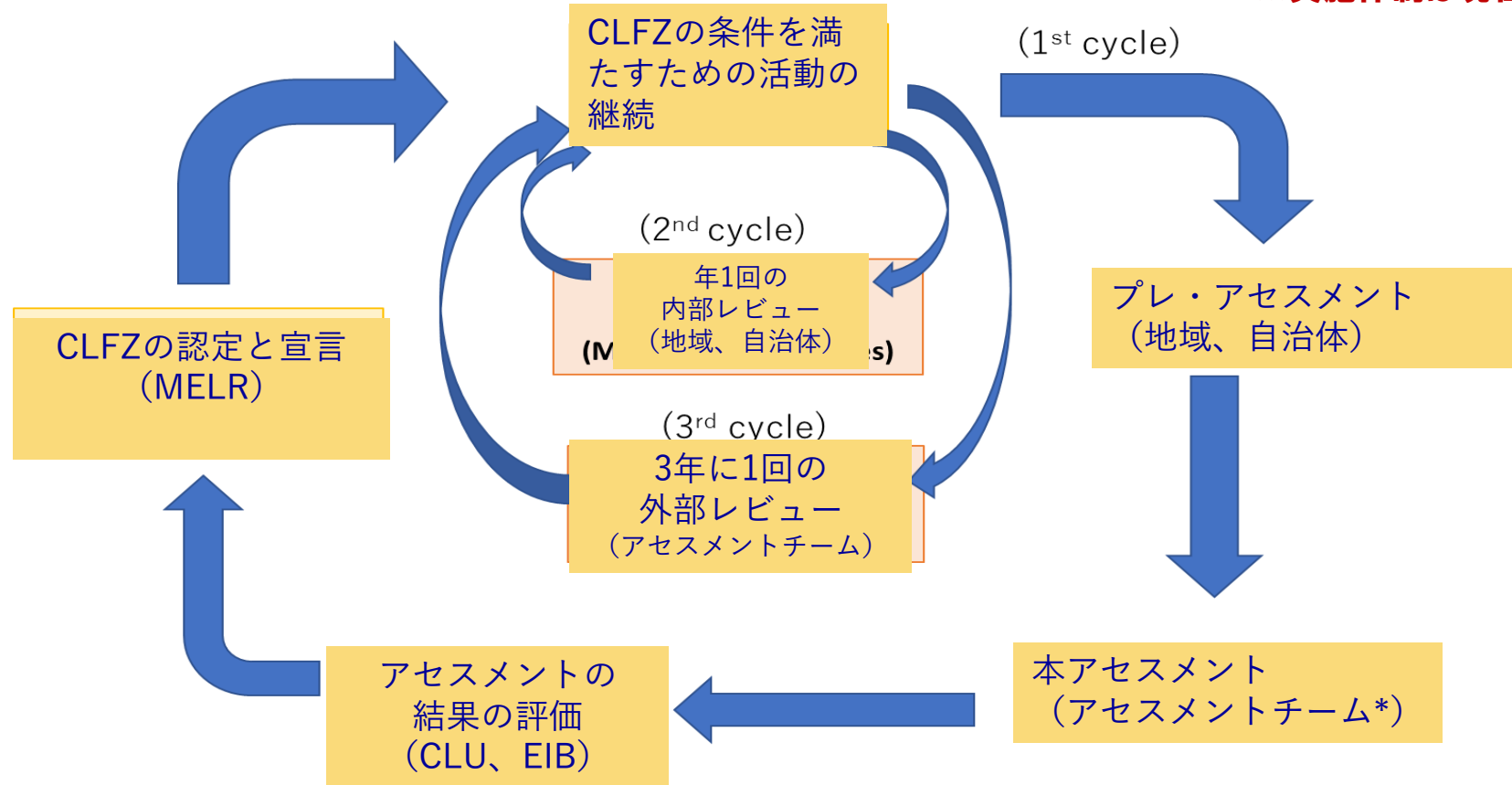


(宣言後)

年1回、郡がコミュニティの内部レビューを実施し、児童労働ユニット（CLU）に報告する。
3年ごとに、アセスメントチームによる外部レビューを実施する。

CLFZアセスメントサイクル (ガイドライン30ページ)

※実施体制は現在、構築中



*アセスメントチームの構成：

政府の代表者（児童労働ユニット/雇用・労働関係省、統計局）、NGOの代表者、労働組合の代表者、経営者団体の代表者、児童労働・子どもの保護に関する専門家（ILO、ユニセフなどの国際機関）

CLFZ認定のための主なアセスメント指標

(詳細は、CLFZガイドライン17～28ページ参照)

レベル	指標	番号
コミュニティ	コミュニティにおける児童労働に関する定期的な啓発の実施	A1
	コミュニティにおけるICE教材の活用と視覚化	A6
	児童労働を含む子どもの保護に関するコミュニティ規則の制定	B1
	世帯登録の実施と定期的なアップデート	C1
	機能するコミュニティ子ども保護委員会 (CCPC)	C2
	農園 CCPCによる労働環境の定期的なモニタリング	C5
	CCPCメンバーの能力強化	C6
	CCPCによるコミュニティ・アクションプランの策定・実施	C7
	学校 CCPCによる学校・児童の定期的なモニタリング	C4
船	議会 コミュニティ・アクションプランの写しの保管	C8
	児童労働に従事する子どもたちのための照会システム	D1
	効果的かつ持続的な救済パッケージが利用可能なこと	D2
	児童労働を含む子どもの保護に関する法令の制定	F1
	機能する社会サービス小委員会 (SSsC)	F2
	郡政府による児童労働に関する予算を含めた年間計画の策定	F4
	郡政府による児童労働に関する予算を含めた年間計画の実施	F5

JICAによる児童労働フリーゾーン(CLFZ)普及の支援

ガーナ共和国 カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査	
目的	<ul style="list-style-type: none">• CLFZガイドラインの実施、児童労働撤廃の取組を後押しする• ガーナにおける児童労働撤廃に向けた、将来的な連携可能性を特定する（SDG8.7達成を見据えて）
実施期間	2020年10月～2022年3月
カウンターパート機関	雇用・労働関係省（労働局・児童労働ユニット）
連携機関	児童労働に関する国家委員会（NSCCL）、教育省、ジェンダー・子ども・社会保障省、地方自治・農村開発省など
主な活動	<ul style="list-style-type: none">• CLFZガイドラインに基づいたパイロット活動の実施支援（CLFZガイドラインの有効性の検証、必要な仕組みの構築支援）• 文献調査、関係者ヒアリング等による情報収集（国際機関、ドナー、カカオ業界組織、企業、NGO等）• プラットフォーム関係者との情報共有、意見交換
実施組織	認定NPO法人ACE、アイ・シー・ネット株式会社

カカオの児童労働に対する国際的な取り組み、枠組み

● 2001年、ハーキン・エンゲルス議定書

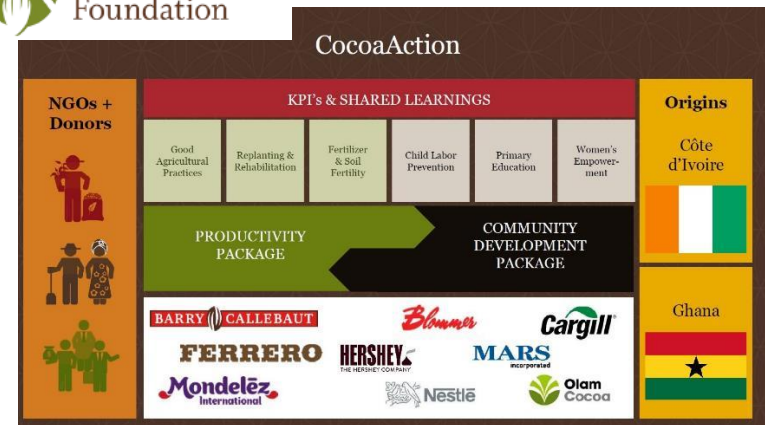
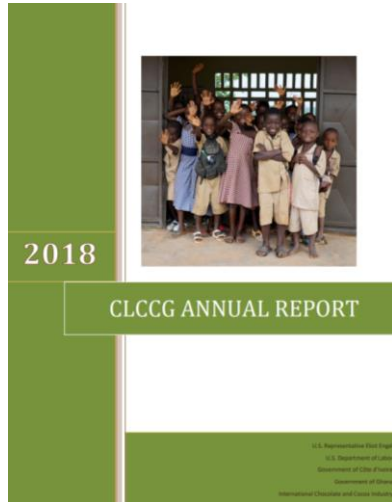
チョコレート・菓子業界とコートジボワール、ガーナ各政府が「米国が輸入するカカオ製品に最悪の形態の児童労働がないこと」をめざして取り組むことに合意。国際カカオイニチアチブ（ICI）が結成される。目標は、「児童労働のないカカオ」の認証制度を2005年までに構築すること⇒2008年まで延長したが実現せず。

原文：
<http://harkin.senate.gov/documents/pdf/HarkinEngelProtocol.pdf>

● 2010年9月、新しい行動枠組み

Child Labour in Cocoa Coordinating Group (CLCCG)結成。毎年1回のレポート発行、年次会合 & ステークホルダー会合を開催。
目標は、2020年までに児童労働を70%削減すること（2010年時点と比較して）

*CLCCG：コートジボワール政府、ガーナ政府、チョコレート・菓子業界（WCF/世界カカオ財団）、米国労働省（USDOL）



カカオ・チョコレート業界における課題と教訓

シカゴ大学NORCの報告書(2020年10月発表)や、世界カカオ財団(WCF)の国際会議等で、特に印象に残った点は以下の通り。



シカゴ大学報告書

世界カカオ財団の国際会議

- CLCCGがめざしていた目標は達成できなかった
- カカオ生産量が60%増加した一方で、児童労働に大幅な増加はなかった

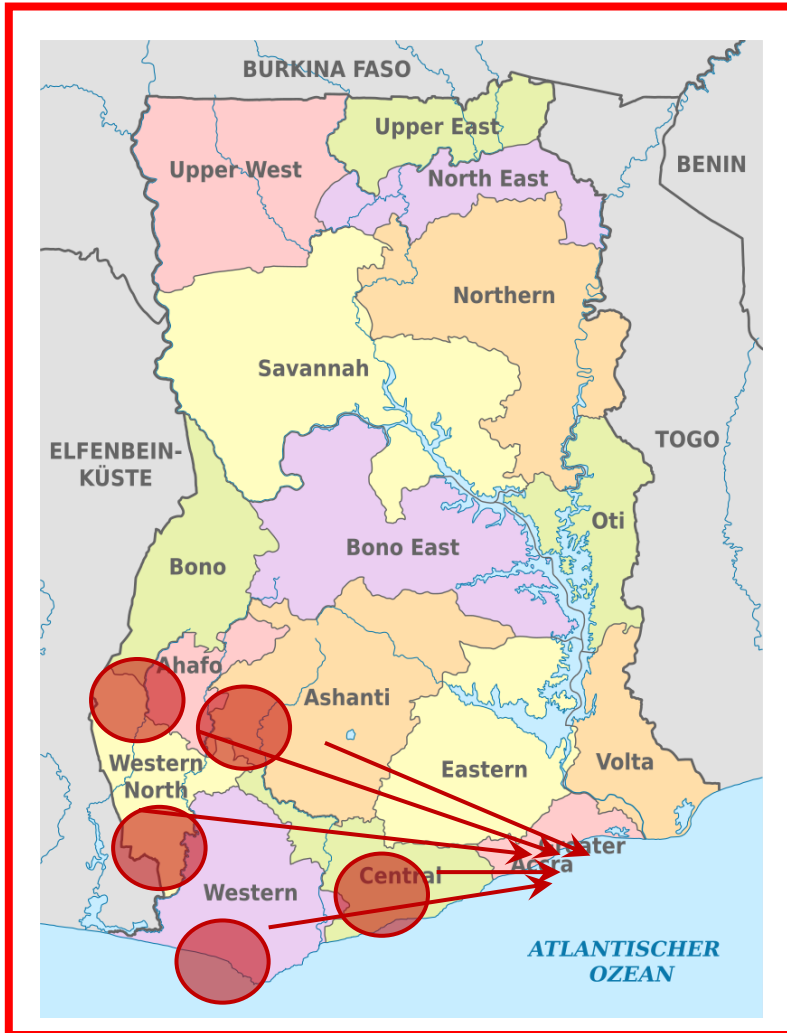
これまでの取り組みには一定の効果があった

- 生産規模の大きな地域では児童労働は増加しなかったが、中小規模の生産地域では児童労働が増加
- トップダウンの介入よりも、コミュニティレベルの介入の方が効果がある。
- WCFのCocoaActionは、企業同士の連携を進めた点において効果があった。
- 課題解決のための変化より指標の達成を重視。評価システムが厳格になりすぎた
- 他のステークホルダの参画、特に生産国における政府や自治体の巻き込みが不十分
- システムチェンジを起こすための介入のデザインができていなかった
- カカオのサプライチェーンのうち、何らかの介入が入っているのは15~20%程度

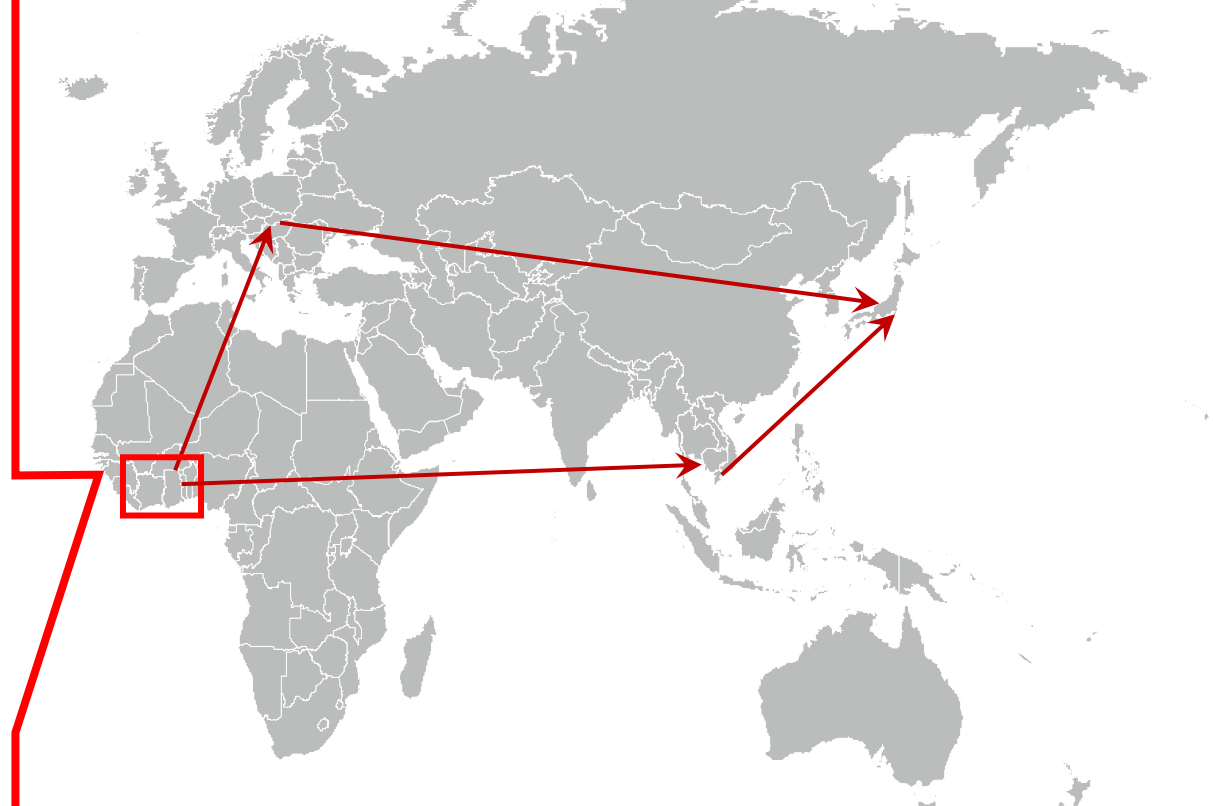
児童労働フリーゾーン(CLFZ)制度の特徴と意義

	児童労働フリーゾーン (CLFZ)	これまでの企業・産業界の取り組み/各種認証制度
アプローチ	エリアベースの総合的アプローチ (産業、セクター横断的)	サプライチェーンベース (企業別・産業別)
目的	地域に、児童労働に対応・解決できる(再発しない)しくみを根づかせる	<ul style="list-style-type: none">• ビジネスの継続性を高める• 製品の製造過程の正当性を証明する
働きかける対象	地域の住民、学校、労働現場や、自治体の関係組織など、ガバナンス構造に働きかける	サプライチェーンの関係者に働きかける(カカオ生産者、買上業者、流通業者、製造業者、消費者)
解決する児童労働の範囲	すべての種類の児童労働が対象	セクターベースの児童労働(特に最悪の形態)にフォーカス
中心的な受益者	児童労働のリスクが高い脆弱層 (移住労働者の家族、土地を持たない小作人の家庭、ひとり親家庭、子どもだけの世帯など)	取り組みに参加する、比較的優良な生産者

問い:「管理し続けること」を選ぶのか、「根本的な解決をめざす」のか？

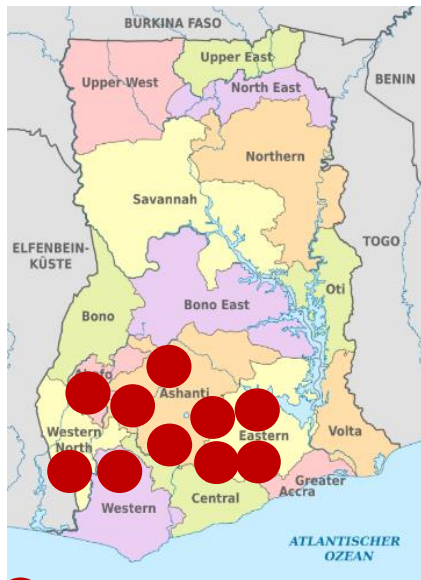


サプライチェーンを管理すること
＝必ずしも課題の解決につながるわけではない

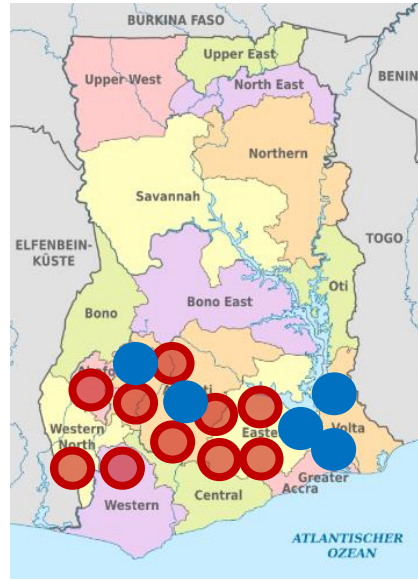


関係者の力を合わせて本質的な解決を！
知恵や経験、リソースの共有・調整が重要！

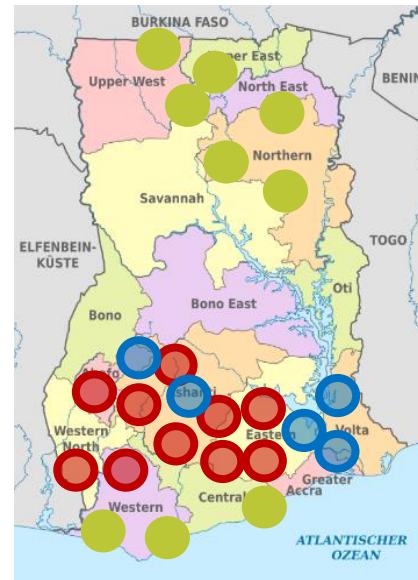
児童労働フリーゾーン(CLFZ)拡大のための戦略(ACE案)



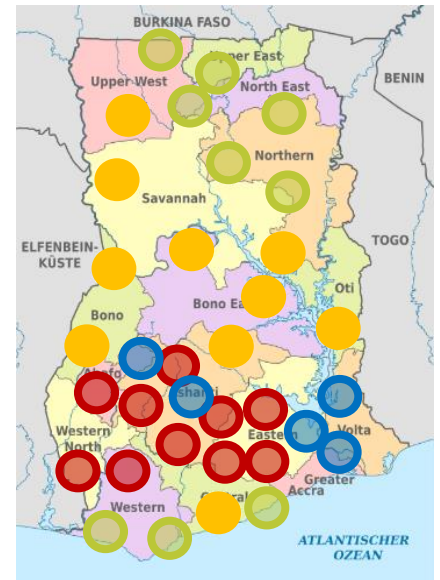
● カカオ業界による介入エリア



● 他の業界による介入エリア (漁業、鉱山など)



● 他のセクターによる介入エリア (教育、貧困、農業など)



● 介入がなにもはっていないエリア

プラットフォームを通じた、日本の政府、企業、NGOなど「オールジャパン」の連携で、ガーナを「児童労働のない」カカオ生産国に!



児童労働の心配をせずにカカオを調達し、チョコレートを楽しむことができる!

Thank you for your attention!



特定非営利活動法人ACE(エース)

〒110-0005 東京都台東区上野6-1-6-1005

<http://acejapan.org/choco/>